

滋賀県建設工事等入札参加有資格者の皆様

滋賀県土木交通部監理課長
(公印省略)

令和6年度入札契約制度の主な改正等のお知らせ

平素は、本県の土木交通行政の推進に御理解、御協力を賜り、ありがとうございます。令和5年度の建設工事等入札参加資格有資格者名簿の公表および入札契約制度の主な改正等について、下記のとおりお知らせします。

記

1 建設工事等入札参加資格有資格者名簿の公表について

格付・順位・総合点数等については、滋賀県ホームページにて御確認をお願いします。格付等が掲載されている名簿のHPアドレスは次のとおりです。

ホーム > 事業者の方 > 入札・売却・指定管理 > 公共工事 > 記事一覧内

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/kouzi/21991.html>

2 入札・契約制度の改正等について

※いずれも詳細については、滋賀県ホームページにて御確認をお願いします。

ホーム > 事業者の方 > 入札・売却・指定管理 > 公共工事 > 公共工事入札情報

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/kouzi/300175.html>

(1) 滋賀県市町入札参加資格審査の「変更申請」について

滋賀県市町入札参加資格審査申請共同化を開始したことに伴い、入札参加記載事に変更が生じた場合は**電子での変更申請が必要です。**

詳細は滋賀県ホームページを御確認をお願いします。

ホーム > 事業者の方 > 入札・売却・指定管理 > 公共工事 > 入札参加記載事項の変更届(建設工事、コンサルタント等および土木施設維持管理業務)について

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/kouzi/21992.html>

(2) 工事等電子入札システムによる入札手続の運用の見直しについて

落札決定日時は原則開札日の3営業日後に設定することとし、工事等電子入札システムにより行う全案件の入札公告に「落札決定予定日時」を記載することとします。(別添資料参照)

(3) 主観的評価項目の一部改正について（県内工事）

次の(a)～(c)については令和5年4月にお知らせした内容と同じですが、再度お知らせするものです。

- (a) 建設工事入札参加資格審査の主観的評価項目「防災協定等の締結」について加点を以下のとおり改正します。令和6年度以降の入札参加資格申請から適用します。

■現行および改正

	現 行	改正
防災協定等の締結	5 点	10 点

- (b) 建設工事入札参加資格審査の主観的評価項目「女性の活躍推進に向けた取組」について、女性技術者の雇用による加点を以下のとおり改正します。令和6年度以降の入札参加資格申請から適用します。

■現 行

女性活躍推進に向けた取組			(ア) (イ) 合 わせて 上限 10 点
(ア) 雇用している女性技術者 ※	1 名につき 2 点		
(イ) 滋賀県女性活躍推進企業認証制度 による認証企業	一つ星企業	2 点	
	二つ星企業	6 点	
	三つ星企業	10 点	

■改正

女性技術者の雇用促進		
雇用している女性技術者 ※	1 名につき 2 点	最大 10 点

女性活躍推進に向けた取組		
滋賀県女性活躍推進企業認証制度に よる認証企業	一つ星企業	2 点
	二つ星企業	6 点
	三つ星企業	10 点

※ 技術職員の要件

次の①から⑦の要件を全て満たしている必要あり。

- ① 審査基準日（申請日における直前決算日）の6か月以前に採用され、審査基準日現在雇用していること。
- ② 県内の営業所等に勤務していること。
- ③ 申請者において所得税の源泉徴収をしていること。
- ④ 社会保険（健康保険および厚生年金保険）に加入していること。ただし、健康保険および厚生年金保険の適用が除外される場合（個人事業所で従業員が4人以下等）は除きます。
- ⑤ 雇用保険に加入していること。ただし、雇用保険の適用が除外される場合（従業員が1人もいない等）は除きます。
- ⑥ 給料額が滋賀県の最低賃金の基準を満たしていること。
- ⑦ 出向者については、転籍出向者（出向先である申請者側で給料を支払い、社会保険等に加入している者）であること。

(c) 建設工事入札参加資格審査の「社会性」に係る主観的評価項目のうち、次に掲げる項目について上限制を導入します。令和6年度以降の入札参加資格申請から適用します。

「社会性」評価項目		
① 女性活躍推進に向けた取組	最大 10 点	①～⑥合わせて 上限 70 点
② 障害者応援関連	最大 30 点	
③ 次世代育成支援対策	最大 16 点	
④ 消防団協力活動状況	最大 10 点	
⑤ 地域貢献活動への参加	最大 10 点	
⑥ 保護観察対象者等の就労支援	最大 20 点	

3 注意事項

今回送付した「令和6年度競争入札参加資格審査結果について(通知)」に明記されている「電子入札システム整理番号」は、電子入札システムにおいて、ICカードの登録・更新画面や資格審査情報検索画面などで使用する「業者番号」と同一の番号です。また、滋賀県建設工事等入札参加申請で使用する入札参加資格申請受付システムの「業者番号」とも同一の番号となります。

「電子入札システム整理番号」 = 「業者番号」 = 「業者番号」
 (今回通知の番号) (電子入札システムで使用) (入札参加申請で使用)

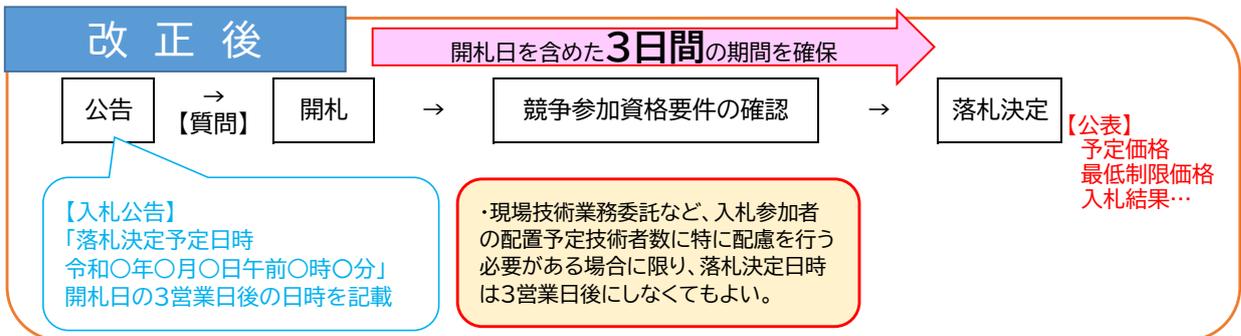
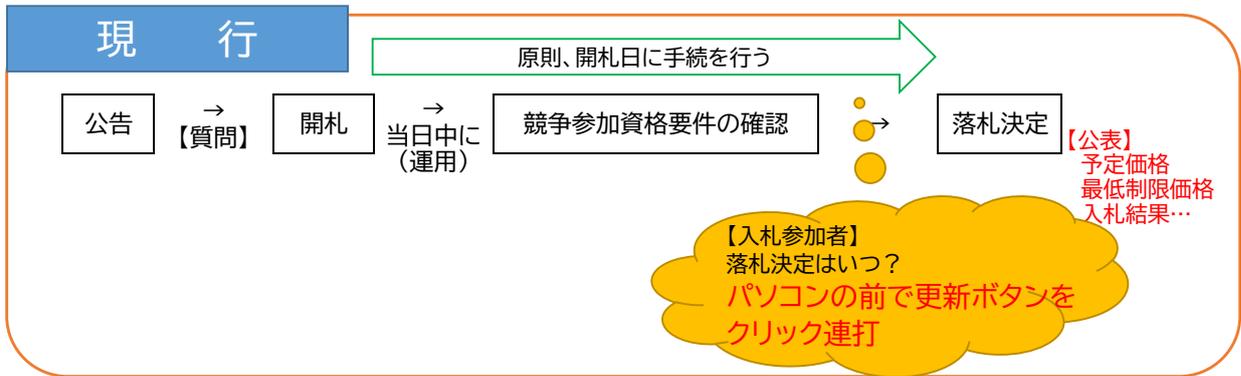
今後、当該番号を幾度か使用する機会がありますので通知文の適切な管理をお願いします。

工事等電子入札システムによる入札手続の運用の見直しについて

～ 入札公告に落札決定予定日時を記載し、開札後、落札決定を3営業日後に行う ～

【見直し概要】

- ・工事等電子入札システムにより行う全案件の入札公告に「落札決定予定日時」を記載する。
- ・落札決定日時は原則開札日の3営業日後に設定する。



期待される効果

・無駄な待ち時間が減少

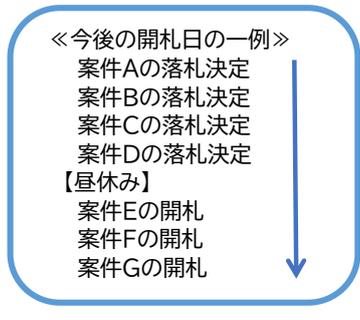
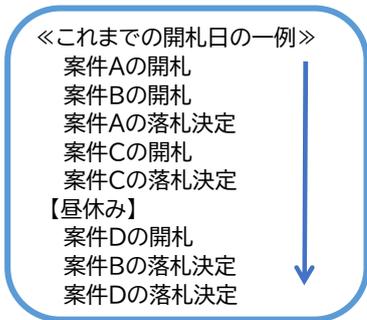
《運用イメージ》

【3営業日後の午前中に落札決定】

- 金曜日：開札日
- 土曜日：閉庁
- 日曜日：閉庁
- 月曜日：①
- 火曜日：祝日
- 水曜日：②
- 木曜日：AM落札決定

「3営業日後の落札決定」は、統一運用

開札日程の例



令和6年4月1日以降の公告案件から適用します。